

税の申告受付が始まります

2月17日(月)～3月17日(月)まで

今年も町県民税・国民健康保険税の申告時期が近づいてきました。

申告した内容は、町県民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となるほか、各種行政サービスの資料となります。

事前に収支などの資料を整理して、スムーズな申告にご協力をお願いします。

Q1 申告が必要な方は？

令和7年1月1日に黒潮町に住所がある方です。

ただし、次の方は申告不要です。

- 税務署で確定申告をされる方
 - 給料のみの方※
 - 公的年金のみの方※
 - 収入がゼロで、町内の方の税の扶養になっている方
- ※各種控除の追加などがある方や、所得税の還付を受ける方は申告が必要です。

Q2 申告が必要な収入は？

令和6年1月1日～令和6年12月31日までに生じたすべての収入の申告が必要です。

Q3 申告受付の日程は？

日程：**2月17日(月)～3月17日(月)※**
 【午前の部】午前8時30分～午前11時30分
 【午後の部】午後1時～午後4時30分

※下記土日以外の土日祝日を除く。

場所：本庁 1階 くろしおホール
 佐賀支所 1階 町民室

- 源泉徴収された所得税の還付を受けるには、確定申告書の提出が必要となります。所得税の還付申告については、事前に2月13日(木)から受付を開始します。
- 3月1日(土)は本庁、3月2日(日)は佐賀支所で申告受付を行います。
- 町内の方の税の扶養になっていない方は、たとえ収入なしや非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみの方も申告が必要です。

Q4 申告に持っていくものは？

□マイナンバー(個人番号)確認書類

- マイナンバーカード
 - 通知カード
 - 住民票の写し
(住民票記載事項証明書)
- いずれかひとつ

□本人確認書類

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- 健康保険証
- 年金手帳など

□扶養親族のマイナンバーがわかるもの

□昨年の収入・営業・農業などの収支内訳書や領収書

□源泉徴収票

□各種控除を証明する書類

- 生命保険、地震保険料
- 国保税や国民年金などの社会保険料
- 医療費控除の明細書など

※申告書は当日会場でお渡しします。上記該当書類を持ってご来場ください。

【忘れていませんか？軽自動車などの廃車手続き】

所有者が死亡などにより使用していない原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、軽自動車税(種別割)がかかります。所有者(使用者)変更は15日以内、廃車は30日以内に手続きをしてください。お問い合わせは、下記の通りです。

原動付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(トラクターなど)	125cc超のバイク	軽自動車
本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113	高知県運輸支局 ☎050-5540-2077	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3125

○お問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113